

～下関市一般不妊治療費助成事業申請書を提出されるみなさまへ～

※保険診療の不妊治療費の自己負担分が対象です。

ただし、人工授精、体外受精及び顕微授精(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を含む)は除きます。

◆対象… 夫又は妻が下関市内に住所を有するご夫婦

◆助成額… 治療にかかった費用(保険診療分のみ)の自己負担額全額

◆助成期間… 一夫婦あたり通算5年。ただし、3年目以降は、医師が必要と判断し、治療をした方です。

必要なもの		留意事項						
(1)	下関市一般不妊治療費助成事業申請書 〈様式第1号〉	- 夫婦の氏名を各自記名してください。 - 裏面の記入例を参考にしてください。 - 申請書裏面以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書をよくお読みください。						
(2)	下関市一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書 〈様式第2号〉	- 医療機関に記載を依頼してください。 - 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に受けた一般不妊治療費の自己負担額について証明されたものが必要です。 - 調剤料等も請求できます。その場合は、薬局の記載も別途必要です。Q&A(Q5)をご参照ください。						
(3)	住民票	- 続柄を記載した世帯票。(個人番号【マイナンバー】の記載のないもの。) - 申請日から1か月以内に発行されたもの。 - 下関市が調査することに同意される場合、提出を省略することができます。Q&A(Q8)をご参照ください。ただし、マイナンバー情報連携で確認できない場合は提出をお願いすることがあります。						
(4)	戸籍謄本 (全部事項証明) ※該当者のみ	- 住民票で夫婦であることを確認できない場合は必要となります。(下記に該当する場合等) 例①:夫婦の住所が別である 例②:2世帯以上が同一世帯となっている - 戸籍謄本(全部事項証明)は、本籍地以外の市区町村でも発行できます。 - 申請日から原則1か月以内に発行されたもの。						
(5)	市県民税所得課税証明書	- 夫・妻それぞれの所得を確認します。 - 源泉徴収票、確定申告等では代用できません。 - 給与等による前年の収入がない場合も必要です。前年度の所得がない方は先に、市民税課、各総合支所市民生活課、各支所で、所得が「0」である申告をしてください。提出を省略する場合も申告は必要です。 - 他市区町村から転入された方は、1月1日時点の住所地の市区町村で発行できます。 - 申請時期によって、対応書類が下記のように変わります。 <table border="1"> <tr> <td>申請時期</td><td>令和8年4月～ 令和8年5月</td><td>令和8年6月～ 令和9年3月</td></tr> <tr> <td>該当書類</td><td>令和7年度 市県民税所得課税証明書</td><td>令和8年度 市県民税所得課税証明書</td></tr> </table> - 下関市が調査することに同意される場合、提出を省略することができます。Q&A(Q8)をご参照ください。ただし、マイナンバー情報連携で確認できない場合は提出をお願いすることがあります。	申請時期	令和8年4月～ 令和8年5月	令和8年6月～ 令和9年3月	該当書類	令和7年度 市県民税所得課税証明書	令和8年度 市県民税所得課税証明書
申請時期	令和8年4月～ 令和8年5月	令和8年6月～ 令和9年3月						
該当書類	令和7年度 市県民税所得課税証明書	令和8年度 市県民税所得課税証明書						
(6)	個人番号が確認できるもの	申請書に個人番号の記載欄があります。窓口にて、個人番号を確認しますので、マイナンバーカード、通知カード等をご持参ください。						
(7)	振込先口座が確認できるもの	窓口にて振込先を確認します。預金通帳もしくは、振込先が記載されたページの写し、デジタル通帳の場合は振込先が確認できる画面をご持参ください。						



※令和8年度より、一般不妊治療費助成事業の申請では、領収書の提出が不要となりました。

ただし、不妊治療(人工授精)費助成事業の申請には提出が必要ですので、同時に申請される場合はご注意ください。

◆(3)～(5)は、市民サービス課(市役所西棟1階)、市民税課(市役所西棟2階)、各総合支所市民生活課、各支所等で発行。マイナンバーカードを利用して、コンビニ等で取得可能です。

◆必要書類が整いましたら、別添く助成申請のための提出確認シート(令和8年度申請用)＞でご確認ください。

◆申請受付窓口… ご不明な点は、★保健部健康推進課へお問い合わせください。

★保健部健康推進課

母子保健係

新下関保健センター

山陽保健センター

彦島保健センター

菊川保健センター

豊田保健センター

豊浦保健センター

豊北保健センター

(南部町1番1号

(秋根南町2丁目4番33号 勝山公民館内1階

(長府松小田本町4番15号 長府東公民館内1階

(彦島江の浦町1丁目3番9号

(菊川町大字下岡枝1480番地1 菊川総合支所内1階

(豊田町大字殿敷1918番地1 豊田総合支所内2階

(豊浦町大字川棚6166番地2

(豊北町大字滝部3140番地1

TEL083-231-1447)

TEL083-263-6222)

TEL083-246-3885)

TEL083-266-0111)

TEL083-287-2171)

TEL083-766-2041)

TEL083-772-4022)

TEL083-782-1962)

◆申請書 記入例

様式第1号	(表)	一般
		年 月 日
下関市一般不妊治療費助成事業申請書		
下関市長 様		空欄のままお持ちください。
関係書類を添えて一般不妊治療費の助成を申請します。		
夫婦の氏名を各自、 記名してください。		申請者 氏名(夫) 下関 太郎 氏名(妻) 下関 花子
夫	ふりがな(しものせき たろう) 氏名 下関 太郎	生年月日 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇〇 歳) 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
妻	ふりがな(しものせき はなこ) 氏名 下関 花子	生年月日 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇〇 歳) 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住所(※1)	〒 750-0000 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 下関市〇〇町〇〇番〇〇号	
住所(※2)	〒 夫と妻の住所が異なる場合は、それぞれの住所を記載してください。	
過去に下関市又は山口県内の他の市町村から一般不妊治療費の助成を受けたことがありますか。		
☐ 一般不妊治療費の助成を受けたことはない ☒ 一般不妊治療費の助成を受けたことがある		
不明な場合は、空欄のままお持ちください。 窓口でお調べします。		
助成を受けた自治体	山口市	下関市
助成を受けた時期	R5年3月	R7年3月
助成金額(円)	30,000円	25,500円
申請金額 金	空欄のままお持ちください。	円
医療保険各法の規定による医療に関する 給付額	円	
振込先	金融機関名	銀行 〇〇 金庫 〇〇〇 農協 本店 支店(支所) 出張所
預金の種類	普通 当座	(ふりがな) しものせき はなこ 口座名義人 下関 花子
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	(左詰記入)
☒ 下関市一般不妊治療費助成事業の審査にあたり、申請者(夫及び妻)の住民基本台帳及び所得に関する情報について、本市が調査することに同意します。		
注) 太枠の中をご記入ください。 ※1: 夫婦の住所を記入する。 ※2: 夫婦の住所が異なる場合に記入する。(単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合は、必ずチェックしてください。 (添付書類) 1. 下関市一般不妊治療費助成事業医療機関証明書 注) 保険薬局で投薬を受けた方は、薬局からの証明書と合わせて申請書を提出してください。		

◆振込について

口座への振込は、申請後、約2か月 かかります。通帳へは、「シモノセキケンコウスイシンカ」と印字されます。

◆申請受付期限…令和9年3月31日(水)

<助成申請のための提出確認シート(令和8年度申請用)>

書類名など	チェック	備考欄						
申請期限	☐	申請受付期限内ですか？ ※申請期限が過ぎたものは受け付けることができません。 ・令和8年度の申請受付期限は令和9年3月31日(水)です。 ただし、治療の終了日が3月末であり、申請が期限までに間に合わない場合は、 令和9年3月31日(水)までに下関市保健部健康推進課(083)231-1447にご相談ください。						
下関市一般不妊治療費 助成事業申請書	☐	申請者氏名に、夫婦の氏名が各自記名されていますか？						
	☐	助成歴は、記入されていますか？ 助成歴が不明な場合は、窓口で確認いたします。						
	☐	申請金額は空欄にしてください。 申請金額は、受付時に確認し、記入していただきます。						
	☐	夫婦それぞれの個人番号【マイナンバー】は記入されていますか？						
	☐	振込先は漏れなく記載されていますか？						
下関市一般不妊治療費 助成事業医療機関等 証明書	☐	治療期間・領収額は記載されていますか？ ・記載されていない場合は、申請を受け付けることができません。 治療を受けられた病院へ、お問い合わせください。						
	☐	治療期間は、 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間 ですか？						
住民票	☐	続柄が記載された世帯票ですか？(個人番号【マイナンバー】の記載のないもの。)						
	☐	発行日は、申請日から1か月以内のものですか？ ・下関市が調査することに同意される場合は、提出を省略できます。						
戸籍謄本 (全部事項証明) ※該当者のみ	☐	戸籍謄本(全部事項証明)ですか？ (戸籍抄本(個人事項証明)ではありません。)						
	☐	発行日は、申請日から原則1か月以内のものですか？ ・住民票で夫婦であることを確認できない場合必要です。(詳細は表面の留意事項を確認) ・戸籍謄本(全部事項証明)は、本籍地以外の市区町村でも発行できます。						
市県民税所得課税 証明書	☐	夫・妻それぞれの書類がありますか？						
	☐	申請日に対応した書類の年度ですか？ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請時期</td><td style="width: 40%;">令和8年4月～ 令和8年5月</td><td style="width: 45%;">令和8年6月～ 令和9年3月</td></tr> <tr> <td>該当書類</td><td>令和7年度 市県民税所得課税証明書</td><td>令和8年度 市県民税所得課税証明書</td></tr> </table>	申請時期	令和8年4月～ 令和8年5月	令和8年6月～ 令和9年3月	該当書類	令和7年度 市県民税所得課税証明書	令和8年度 市県民税所得課税証明書
	申請時期	令和8年4月～ 令和8年5月	令和8年6月～ 令和9年3月					
該当書類	令和7年度 市県民税所得課税証明書	令和8年度 市県民税所得課税証明書						
☐	(給与等による前年度の収入がない場合)所得が「0」である申告をしていますか？ ・前年度の所得がない方は先に、市民税課、各総合支所市民生活課、各支所で、所得が「0」である申告をしてください。申告後に、「0」の所得課税証明書が発行できます。 ・他市区町村から転入された方は、1月1日時点の住所地の市区町村で発行されます。 ・<u>下関市が調査することに同意される場合は、提出を省略できます。</u> ・<u>提出を省略する場合も、前年度の所得がない方は、所得が「0」である申告が必要です。</u>							

※注意※

①医療費控除の申請をされる前に、一般不妊治療費助成事業の申請をしてください。

医療費控除の申請後に一般不妊治療の助成申請をされた場合は、必ず税務署にご相談願います。

②高額療養費制度等適用後の金額の助成となります。

③記入は、黒か青のボールペンで記入してください(フリクションペンでの記入は受け付けることができません。)



下関市一般不妊治療費助成事業Q & A

Q1 治療が同一年度内に人工授精に移行した場合、「一般不妊治療費助成事業」と「人工授精費助成事業」での助成は認められますか？

A1 認められます。それぞれで申請してください。

Q2 助成の対象となる治療費用は？

A2 医療保険適用の治療費（自己負担分）で、タイミング療法、男女の薬物療法、不妊検査、などです。人工授精、体外受精及び顕微授精（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を含む）は除きます。

また、交通費や、処方箋によらない医薬類似品（サプリメントや検査薬）などは対象外です。

Q3 申請する時期は、いつまでですか？

A3 治療を受けた年度内の申請になります。

今年度の申請は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までに受けた治療分です。

Q4 複数の医療機関で検査、治療を行った場合、どうなりますか？

A4 複数の医療機関でかかった治療費すべてが、助成を受けることができます。

ただし、医療機関の証明書は、病院ごとに必要です。



Q5 薬局で支払った薬代も申請できますか？

A5 院外薬局での調剤料があれば申請できます。その場合、薬局の証明書が必要となります。薬代が助成対象に該当する期間は、医療機関の証明書に記載されている治療期間と同じになります。

Q6 助成期間の通算5年とは、連続する5年間のことですか？

A6 連続する5年間である必要はありません。この年の数え方は、4月～翌年3月末までの1年間（年度内）に1回でも助成された実績があれば、「1年」と数えます。この数え方で通算し、「5年」までが対象になります。

例：令和2年度、令和5年度、令和6年度に助成を受けた場合 → 通算3年

Q7 治療日が令和8年3月末日になると言われました。申請が年度内にできない場合はどうすればよいですか。

A7 原則、令和8年度の申請受付期限は、令和9年3月31日（水）までです。

ただし、医療機関の証明書等、一部の書類が揃わないため、申請が期日までに間に合わない場合は、令和9年3月31日までに下関市保健部健康推進課（083）231-1447にご連絡ください。

ただし、申請に必要な書類のうち、住民票や市県民税所得課税証明書、戸籍謄本（該当者のみ）は、必ず令和9年3月中に取得をお願いします。

Q8 住民票と市県民税所得課税証明書は必ず提出が必要ですか？

A8 下関市が住民票と所得に関する情報を調査することに同意される場合は、提出の必要はございません。その場合、申請書の同意欄に必ずチェックをお願いします。

ただし、ご夫婦で住所が違う場合や、2世帯以上が同一世帯の場合は、戸籍謄本の提出は同意の有無に関わらず、必ず必要です。